

水洗化のしおり

くらしを守り 未来までささえ続ける
かごしまの上下水道



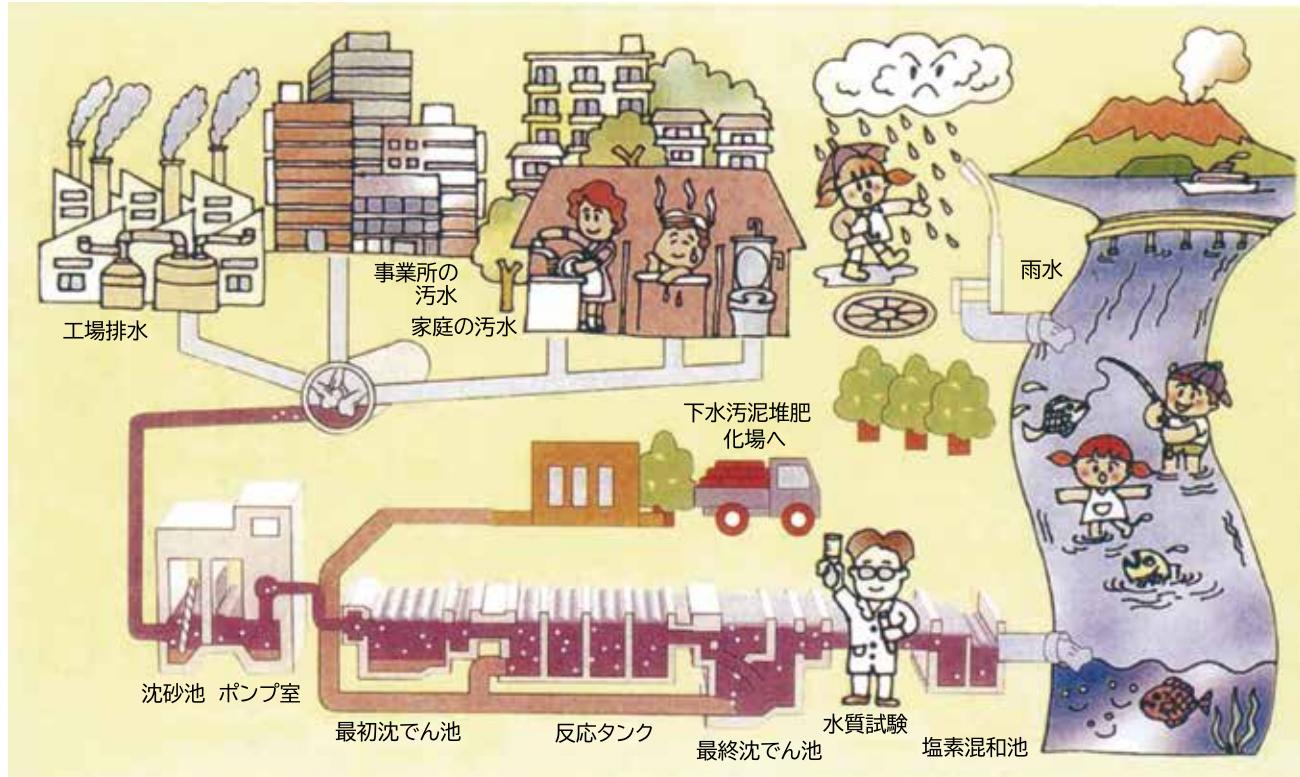
 鹿児島市水道局

①公共下水道のしくみ *****

公共下水道には、合流式と分流式があります。

鹿児島市の公共下水道は、雨水と汚水を別々に排除する**分流式下水道**です。

雨水は、道路の側溝から雨水管きょを通って川や海に放流され、家庭や工場などから出された汚水は、汚水管を通って下水処理場に流れ、きれいな水に変わり川や海に放流されます。



生活排水や工場排水などを側溝に流すと、地域の環境を悪くするばかりでなく、川や海が汚染されます。また、雨水を汚水管に流すと処理場の能力を上回る水量が流れ込んでくるので処理場の運転に支障がでます。



②公共下水道ができると *****

公共下水道は、私たちが家庭などで使ったあとの汚れた水を集め、処理場できれいにして川や海にもどす施設です。

- ① くみ取り便所は、水洗トイレに改造し、公共下水道へ直接流せます。



- ② 浴室や台所などの生活排水を公共下水道へ直接流すことで、快適な生活ができます。



- ③ 衛生的で安心して暮らせる住みよい街になります。

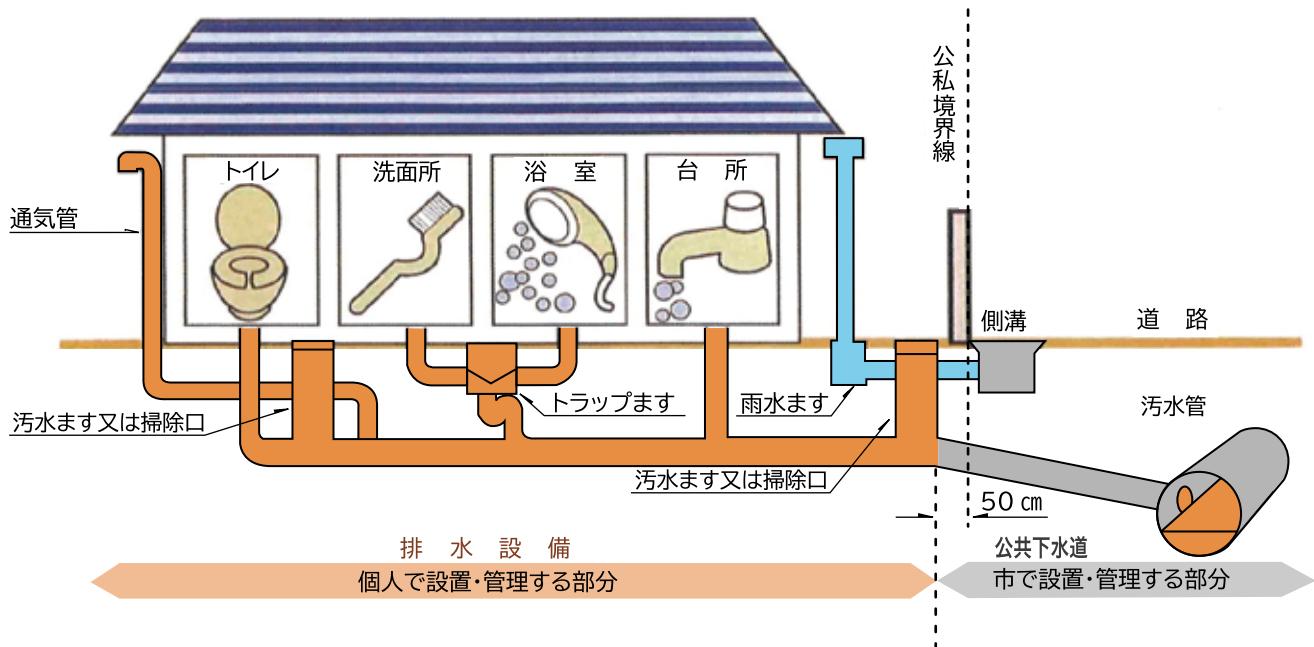


公共下水道が整備されても、生活排水等が側溝に流れているは、下水道の目的は達成されません。

地域のみなさんが協力して、より良い生活環境をつくりましょう。

③排水設備を設置しましょう

公共下水道が整備され、処理場で汚水を処理することができる地域を**処理区域**といいます。この区域になりますと、汚水を汚水管に流すための**排水設備工事**を行っていただくことになります。



排水設備は遅滞なく設置を

浄化槽や台所、浴室、洗濯などの生活排水を側溝等に流している場合、公共下水道が使用できるようになった日から遅滞なく公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません。

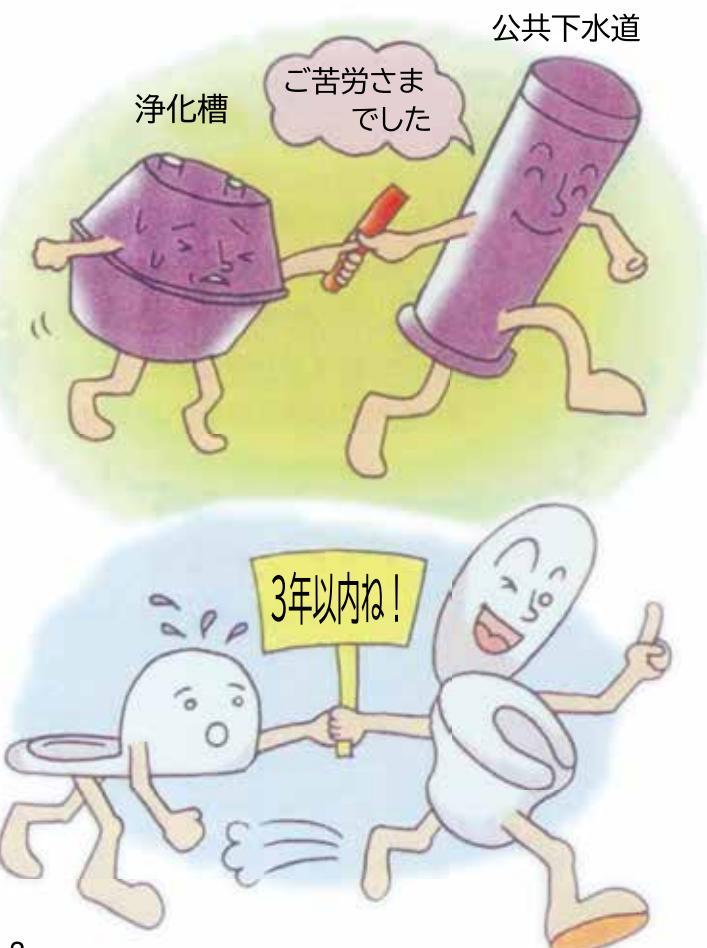
(下水道法第10条)

なお、鹿児島市では浄化槽の場合、概ね1年以内の接続をお願いしています。

くみ取り便所の水洗化は3年以内

くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年内に公共下水道に直接流す水洗便所に改造することが義務づけられています。

(下水道法第11条の3)



④排水設備工事のお申し込みと工事費 *****

工事のお申し込みは、鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者へ

排水設備工事は、定められた基準に基づき適正に施工されなければなりません。このため水道局では工事業者を指定しています。

排水設備工事は、必ず指定排水設備工事事業者へ依頼してください。

指定排水設備工事事業者については、別紙の「鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者一覧表」をご覧ください。

工事の契約をする前には、見積書をもらって工事内容などをよくご確認ください。

水道局ホームページ
指定工事事業者一覧表



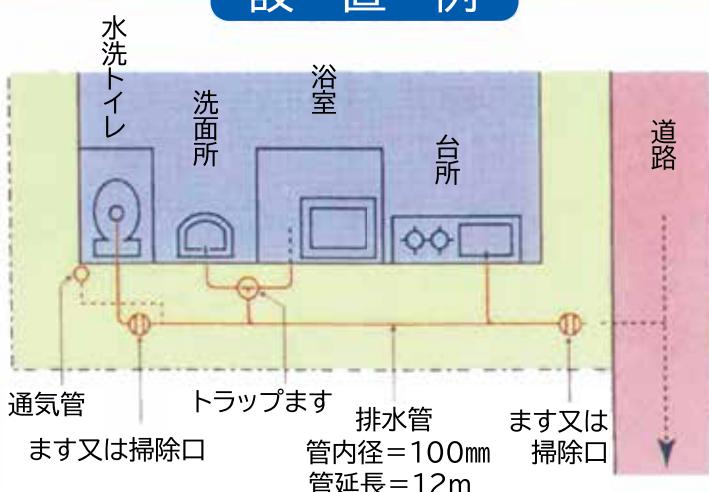
排水設備の工事費

排水設備の工事費は、トイレの種別により異なり、くみ取り便所で敷地等が下の図のような場合、工事費は約 40 万円です。また、単独処理浄化槽の場合、トイレはそのまま使えることが多いので設備工事と浄化槽を撤去して接続すると約 35 万円、合併処理浄化槽の場合、浄化槽までの配管や設備が水道局の基準にあった設備であれば、浄化槽を撤去して接続すると約 30 万円となります。

ただし、これらの工費費はあくまで参考で、それぞれの敷地や家屋の状況により異なります。

また、大工工事、タイル工事、コンクリート工事、雨排水工事等の費用のほか、くみ取り便所または浄化槽のくみ取り及び消毒費用は含まれておりません。

設 置 例



水洗トイレ 一式
排水管新設工事 一式
污水ます、トラップます工事 一式

|
台所
浴室
洗面所等

給水工事 一式

工事に必要な日数は一般の住宅の場合 3~4 日ぐらいです。
そのうちトイレが使用できないのは半日程度です。

⑤水洗トイレへの改造には助成金・融資あつ旋制度があります

(1)助成金について

個人所有の住居用の家屋で、くみ取り便所または浄化槽便所を自己資金で水洗トイレ(公共下水道に連結されたもの)に改造しますと便槽 1 槽または浄化槽 1 基につき下記の助成金を交付します。

区分	単位	助成対象	助成金額
くみ取り便所改造	便槽1槽につき	処理開始の公示日から 3年以内の改造工事 (完成まで)	17,000円
淨化槽改造成	浄化槽1基につき	処理開始の公示日から 1年以内の改造工事 (完成まで)	

工事着工後は、助成金の申請はできませんのでご注意ください。

助成金の手続きについて

1. 助成対象区域で助成金を利用する場合は、指定排水設備工事事業者に工事を依頼する時に必ずその旨を伝えてください。
2. 指定排水設備工事事業者が手続きを代行します。
3. 工事が完成して検査合格後、皆さんの指定預貯金口座へ振り込まれます。



※助成金と融資あつ旋制度のご利用は併用できません。

(2)融資あつ旋について

個人所有の住居用の家屋でくみ取り便所や浄化槽便所を水洗トイレに改造される方に、改造資金の融資をあつ旋しています。

融資あつ旋制度を利用する場合は、指定排水設備工事事業者に工事を依頼する時に必ずその旨を伝えてください。指定排水設備工事事業者が手続きを代行します。

工事着工後は、融資あつ旋の申請はできませんのでご注意ください。

水道局ホームページ
指定工事事業者一覧表



融資を受けられる人
《申請者》

家屋の所有者または借家人で改造工事について家屋の所有者の承諾を受けた人
市税および下水道受益者負担金並びに水道料金および下水道使用料を滞納していない人
市内に居住し、独立の生計を営む 20 歳以上の連帯保証人を 1 名たてることができる人

融資利率

処理開始の公示日から 3 年以内にくみ取り便所を改造 → 無利子
処理開始の公示日から 1 年以内に浄化槽便所を改造 → 無利子
上記の期限を経過した場合でも融資あつ旋制度（有利子）をご利用できます
※融資利率は金融情勢により変動する場合があります。

融資の限度額

くみ取り便所または浄化槽 1 か所につき 30 万円以内
ただし、トイレが 1 か所増すごとに 15 万円を加算した額以内

提出書類

申請者の印鑑登録証明書(1 通)
申請者の市・県民税と固定資産税・都市計画税の納税証明書(各 1 通)
連帯保証人の印鑑登録証明書(1 通)

償還月数

償還は 12 月、24 月、36 月、48 月、60 月から選んでください。

手続きの流れ



・鹿児島銀行
・南日本銀行
・鹿児島信用金庫
・鹿児島相互信用金庫
・鹿児島興業信用組合
・市内各農協
上記の金融機関で取り扱っています。

⑥ 受益者負担金制度について *****

1、受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されると、その地域の生活環境は著しく改善され、土地の利用価値が向上しますが、その整備には膨大な費用が必要です。そこで、この利益を受けるのは下水道が整備された区域内の土地所有者や権利者に限られますので、**公共下水道の整備により利益を受ける人(受益者)**に、その費用の一部を負担していただくのが**受益者負担金制度**です。

鹿児島市では、昭和47年に都市計画法第75条に基づき「鹿児島市都市計画下水道事業受益者負担金条例」を制定し、下水道事業費の一部に充て整備を進めています。



2、受益者負担金は土地を対象に

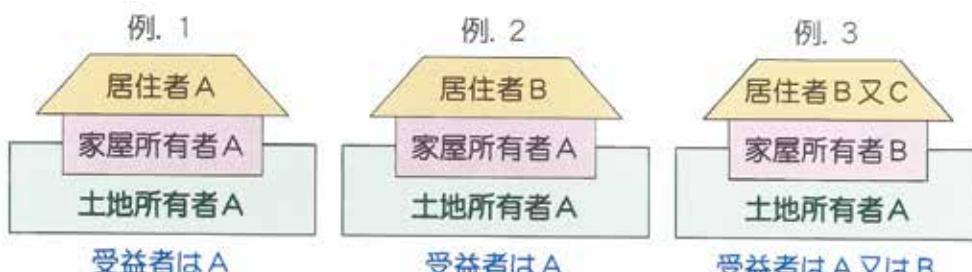
受益者負担金は土地の利用形態（更地や駐車場などの建物が建っていない土地や学校、田、畑等）を問わず、また、下水道の利用の有無にかかわらず、**公共下水道が整備される区域内の土地すべてが対象となり**、その土地の面積に応じて、**1回限りの負担**をしていただきます。

※その土地について、一度賦課されると重ねて賦課されることはありません。

3、受益者(負担金を納めていただく方)とは

公共下水道が整備される区域内の土地の所有者が**受益者**です。

ただし、その土地に権利者(地上権・質権・使用貸借・賃貸借などの権利)がいる場合には、**所有者と権利者との間で協議して、どちらかを受益者に決めていただきます。**



4、受益者負担金額の計算方法

賦課対象区域内に所有する土地の面積に、**1平方メートル当たり 131円**を乗じた額となります。

(例) 賦課対象区域内に 165m^2 (約 50坪) の土地を所有している場合

$$165\text{m}^2 \times 131\text{円} = 21,615\text{円} \quad (\text{1円未満端数切り捨て})$$

(土地の面積) (負担金の単価) (負担金額)

5、下水道事業受益者申告書の提出について

申告書は、賦課公告日(4月1日)現在の土地所有者にお送りしています。この申告に基づき受益者の認定をいたしますので、同封の一筆調査票を確認のうえ、「申告書の記入例」を参考に、**受益者名等必要事項を記入し、返信用封筒にて水道局までご返送ください。**

※受益者の申告から納入まで

- | | |
|----------------|------|
| ・受益者負担金賦課区域の公告 | 4月1日 |
| ・受益者申告書の発送 | 5月初旬 |
| ・受益者申告書の提出期限 | 5月末日 |
| ・納入通知書の発送 | 7月初旬 |
| ・受益者負担金の納入 | 各納期限 |



6、受益者負担金の納入方法及び納期

納入方法

一括払い

(一括納付報奨金あり)

分割払い

(総額を5年に分割し、1年を4期に分けた20回払い)

(※口座振替による納入はできませんので、金融機関等の窓口で直接納めてください。)

分割払いの納期はつぎのとおりです。



■ 第1期	7月15日～7月31日
■ 第2期	9月15日～9月30日
■ 第3期	11月15日～11月30日
■ 第4期	2月15日～2月末日

7、一括納付報奨金の交付

受益者負担金の総額を一括して最初の納付期限内に納付されますと約13.6%の報奨金を交付します。

※初年度第1期の納付期限(7月31日)を経過しますと報奨金は交付されません。



(例) 賦課対象区域内に165m² (約50坪) の土地を所有している場合

$$21,615\text{円} - 2,940\text{円} = 18,675\text{円}$$

(負担金額) (一括納付報奨金額) (差し引き納付金額)

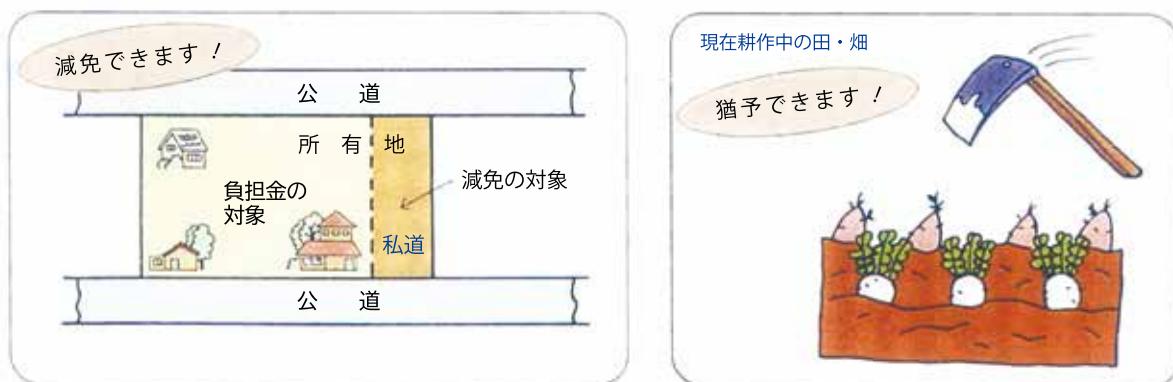
8、受益者負担金の減免及び徴収猶予について

受益者負担金は公共下水道が整備される区域内のすべての土地が対象となります。特別の事情があると認められる場合は減免及び徴収猶予を受けることができますので申請してください。

(減免の例)学校・幼稚園・公民館や公共性の高い私道など

(徴収猶予の例)耕作中の田・畑や風水害の被災・病気等により負担金の納入困難者など

※「減免申請書」「徴収猶予申請書」の提出が必要です。



9、受益者の変更があった場合

受益者負担金を分割納付している期間中に土地の売買やその他の理由により、受益者に変更があった場合は、新所有者の方と協議していただき、速やかに受益者変更届を提出してください。提出日以降の納期については、新受益者に納めていただくことになります。

また、受益者が住所を変更した場合も届け出てください。

(注意) 受益者変更の届け出がない場合には、実際に土地の売買等が行われても、そのまま従前の受益者に負担していただることになります。

⑦ 下水道使用料について *****

下水道使用料は、家庭や工場などから排出された汚水を処理するための経費や、下水道施設の維持管理の経費などに充てられます。

汚水量の算定

1. 水道水を使用している場合は、水道の使用水量が汚水量となります。
2. 井戸水等を使用している場合は、使用水量を測定できる計量装置（水道メーター、電力計等）によって測定した水量が汚水量となります。

水道料金・下水道使用料早見表(1か月分) (税抜き)

水量(m ³)	水道	下水道	合計(円)
10	1,150	800	1,950
20	2,350	1,670	4,020
30	4,450	2,540	6,990

水量(m ³)	水道	下水道	合計(円)
40	7,200	3,820	11,020
50	9,950	5,100	15,050
60	12,700	6,440	19,140

注1. 上記の早見表は種別が第1種(水道メーター口径13mm)の場合です。

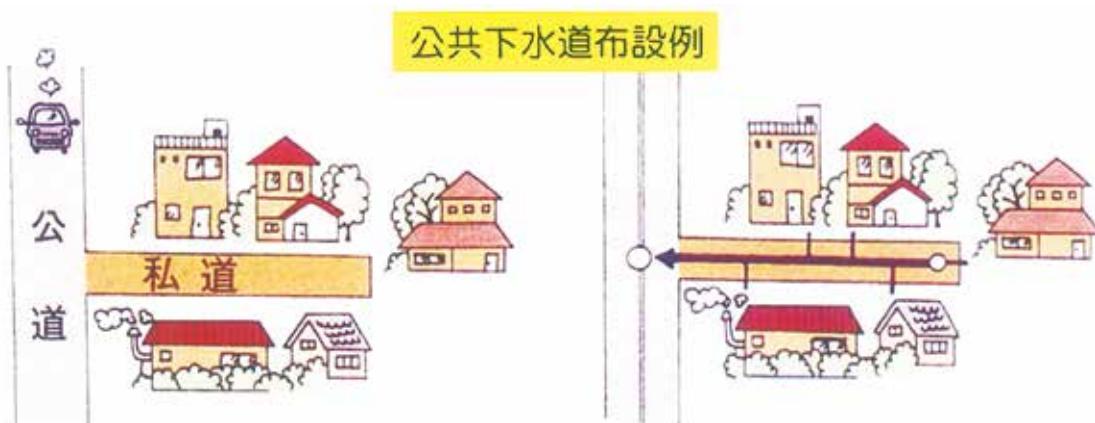
注2. 「第1種」とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいいます。

⑧ 私道への公共下水道布設について

私道は私有地のため、原則として利用されるみなさんの費用で下水道を布設していただきます。

ただし、一定の要件を満たす場合は、申請により市が私道に公共下水道を布設することができます。

主な要件	(1) 私道が、公共下水道の布設及び維持管理に支障がないこと。 (2) 布設した公共下水道を利用する家屋(所有者の異なるもの) が2戸以上あり、かつ、公共下水道の布設工事完成後遅滞 なく排水設備を設置する家屋が3分の2以上あること。 (3) 私道の所有者等から、土地使用承諾書等が得られること。
------	---





薩摩切子柄デザインマンホール蓋

鹿児島市水道局

〒890-8585 鹿児島市鴨池新町1番10号

TEL 099(257)7111

FAX 099(257)7464



◇水洗化及び受益者負担金に関する相談や問い合わせ
下水道部下水管路課整備係 (ダイヤルイン) 099-213-8542

◇排水設備に関する相談や問い合わせ
総務部給排水設備課設備調査係 (ダイヤルイン) 099-213-8522

令和6年4月

リサイクル適性の表示・紙へリサイクル可